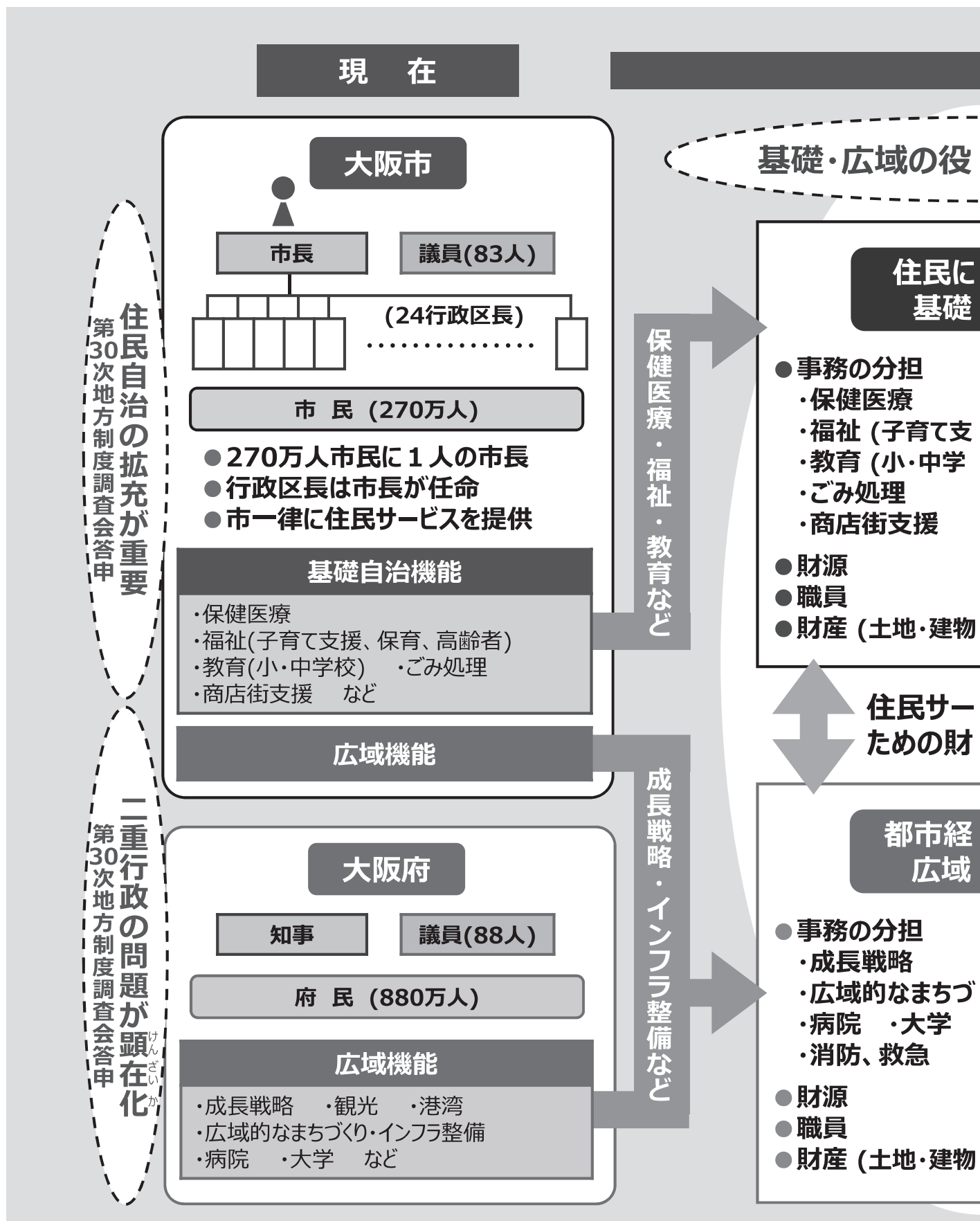


特別区制度(案)の全体像 ～広域機能一元化・特別区設置～



保健医療・福祉・教育など

成長戦略・インフラ整備など

- 現在の大阪市(広域+基礎)と大阪府(広域)を再編し、役割分担を徹底します。
- 大阪市をなくして4つの特別区を設置し、住民自治を拡充します。
- 広域機能を大阪府へ一元化し、成長を加速するとともに、制度的に二重行政を解消します。

特別区設置後 (2025(令和7)年1月1日～)

4つの特別区

淀川区	北区	中央区	天王寺区
			
区長 議員 18人	区長 議員 23人	区長 議員 23人	区長 議員 19人
区民 (60万人)	区民 (75万人)	区民 (71万人)	区民 (64万人)

一部事務組合

- 60～75万人の住民に身近な基礎自治体
- 住民が区長、区議会議員を選出
- 4区ごとに地域の実情やニーズに応じた住民サービスを提供
- 24区役所で窓口サービス等を引き続き実施

大阪府

知事

議員(88人)

府民(880万人)

- 広域機能の一元化
〔例：産業(成長分野の企業支援等)
広域インフラ(広域交通網、港湾等)〕
- 大阪全体の成長、都市の発展
- 大阪全体の安全・安心の確保

役割分担の徹底

身近な自治体

援、保育、高齢者)校)

など

等) など

ビスを維持する源の確保・調整

営を担う自治体

・観光 ・港湾
くり・インフラ整備

など

等) など

4つの特別区へ

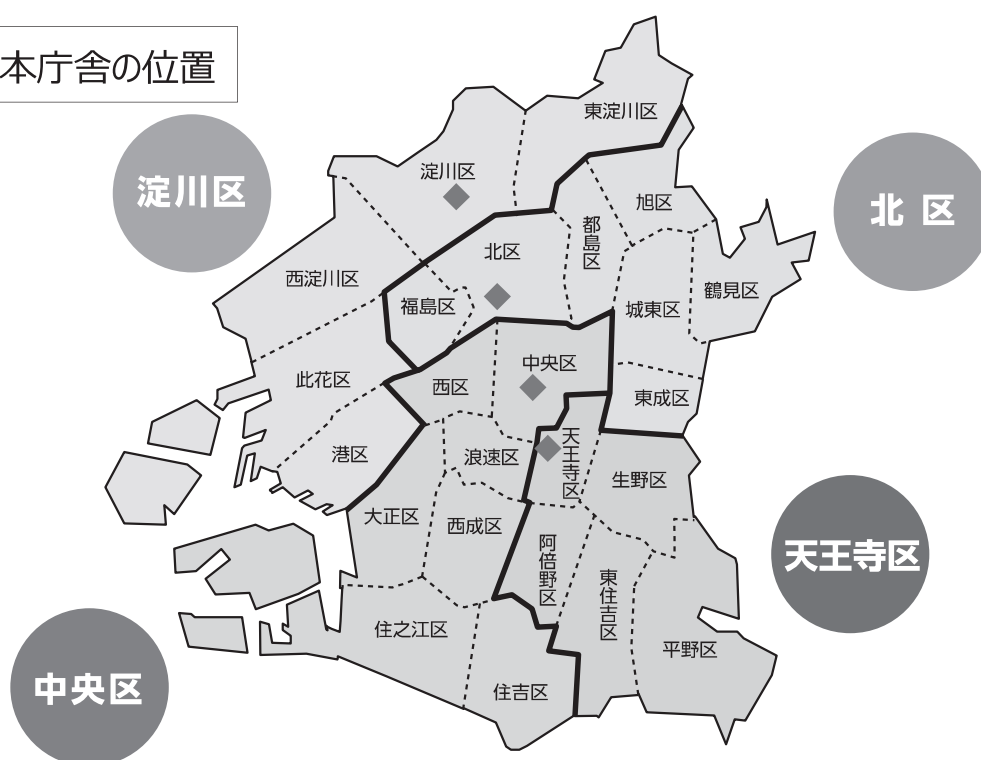
大阪府へ

【1】特別区制度(案)の概要

① 特別区の名称・区域、本庁舎の位置、議員定数

- 区の名称は「方角・位置」「地勢等」をもとに、親しみ分かりやすいものになっています。
- 区数は財政基盤の安定化に配慮して4区とし、区割り^{きんごう}は各特別区の財政の均衡化、人口の格差などを考慮しています。
- 議員定数は、4区全体は現在の大阪市と同数とし、各特別区の定数は行政区ごとの定数をもとに算定しています。

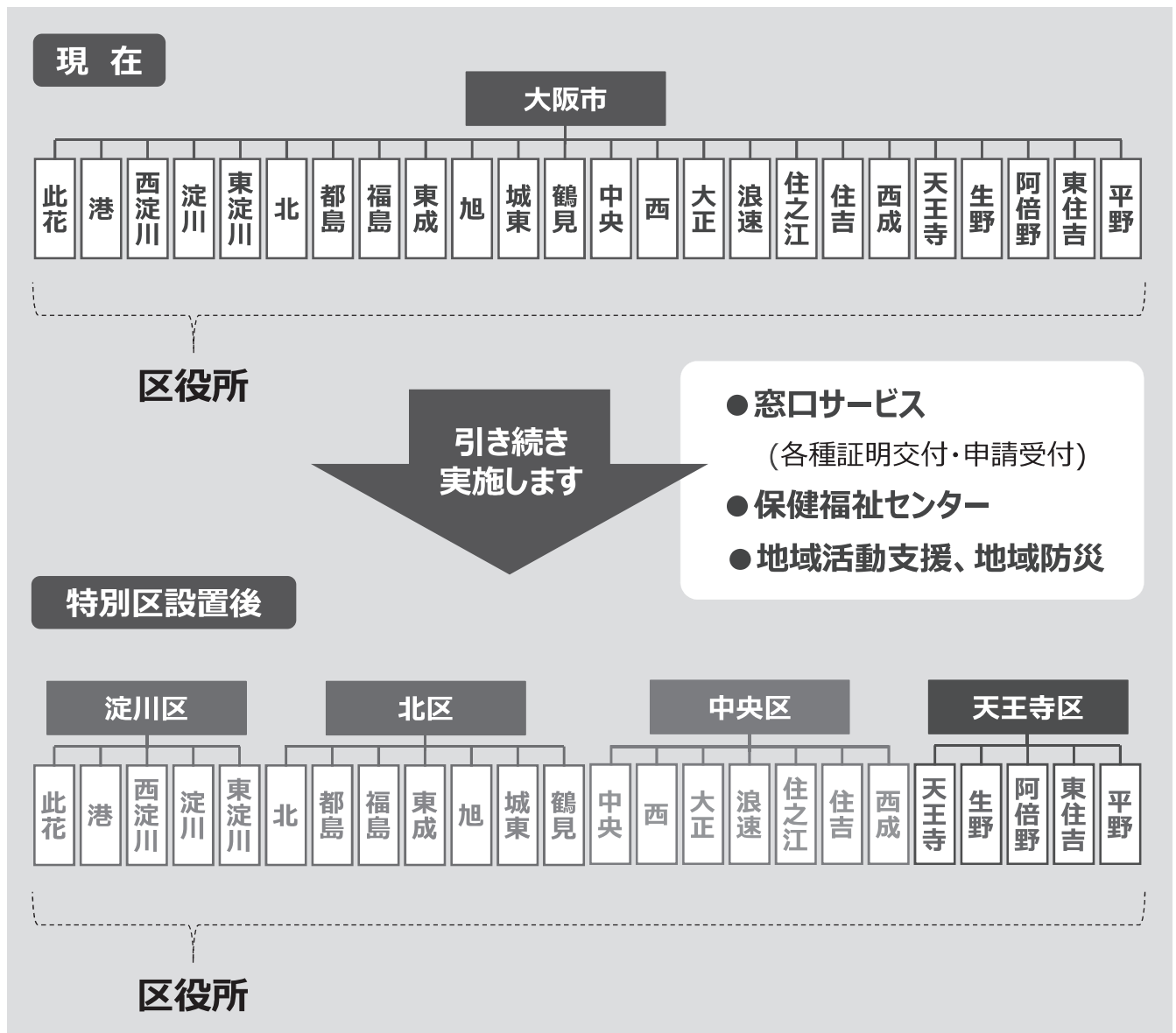
◆ 本庁舎の位置



名 称	区域(現行政区)	本庁舎の位置	特別区議会議員の定数	議員の報酬
淀 川 区	此花区、港区、西淀川区、淀川区、東淀川区	現 淀川区役所	18人	現行報酬 (減額後)
北 区	北区、都島区、福島区、東成区、旭区、城東区、鶴見区	現 大阪市本庁舎 (中之島庁舎)	23人	
中 央 区	中央区、西区、大正区、浪速区、住之江区、住吉区、西成区	現 中央区役所	23人	
天王寺区	天王寺区、生野区、阿倍野区、東住吉区、平野区	現 天王寺区役所	19人	

② 地域自治区・区役所・地域協議会

- 現在の24区単位で地域自治区を設置し、地域コミュニティを維持します。
- 現在の区役所(地域自治区の事務所)で窓口サービス、保健福祉センター、地域活動支援などを引き続き実施し、利便性を維持します。
- 区役所は現在の名称のままとします。
- 各地域自治区に地域協議会を設置し、地域住民の意見を区政に反映します。



※ 各地域自治区の名称は、〇〇地域自治区とし、〇〇は現在の行政区名が残ります。

※ 特別区の主たる事務所は、区役所と区別するため、△△区本庁舎と呼びます。
(淀川区本庁舎、北区本庁舎、中央区本庁舎、天王寺区本庁舎と呼びます。)

- 現在の区役所出張所等でも窓口サービスなどを引き続き実施します。

③ 町の名称

- 現在の行政区の名称は、地域の歴史等を踏まえ、長年使用されてきたものであり、住民にとって愛着があるため、取扱ルール(案)をもとに、住民の意見を聴きます。
- 特別区の設置の日までの間に住民の意見を踏まえて大阪市長が定めます。

取扱ルール(案)

原則

新たに設置する特別区の名称と現在の町名の間に、現在の行政区名を挿入します。

	市区名	行政区名	町名	街区符号	住居番号
変更前	大阪市	□□区	○○町×丁目	×番	×号
変更後	△△区	—	□□○○町×丁目	×番	×号

例外

次の場合は、現在の行政区名を挿入しません。

- (例外 1) ① 特別区名と同一となる現在の淀川区・北区・中央区・天王寺区
② 方位と混同されやすい西区

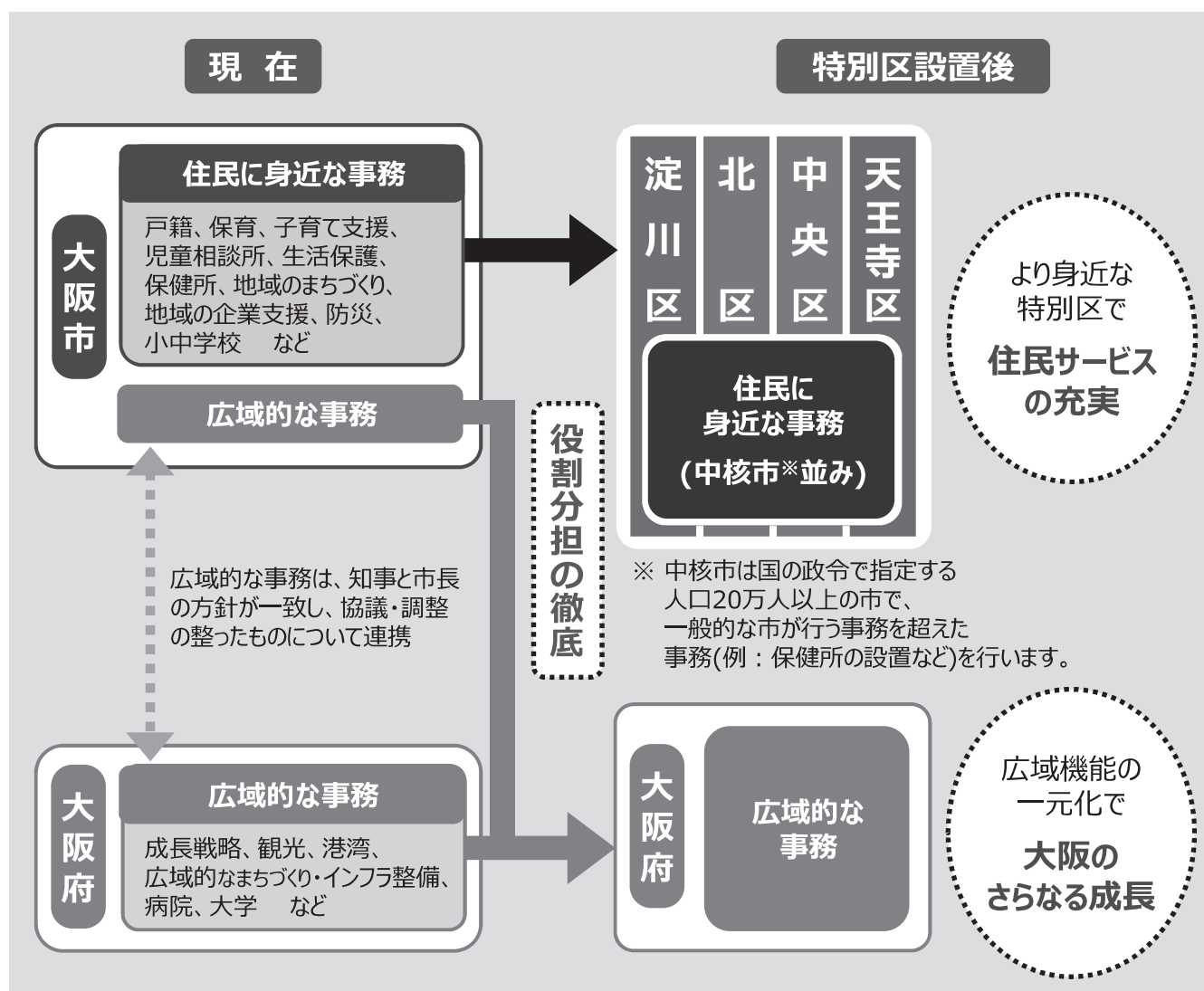
現在の町名	取扱ルール(案)の原則では	例外適用後の町名
① 北区 池田町	・北区 北池田町	・北区 池田町
② 西区 九条	・中央区 西九条	・中央区 九条

- (例外 2) ③ 行政区名と町名が連続する場合
④ 漢字表記が連続する場合

現在の町名	取扱ルール(案)の原則では	例外適用後の町名
③ 住之江区 住之江	・中央区 住之江住之江	・中央区 住之江
④ 港区 港晴	・淀川区 港港晴	・淀川区 港晴

④ 特別区と大阪府の事務の分担

- 特別区と大阪府で役割分担を徹底し、二重行政を制度的に解消します。
- 大阪の特別区は東京の特別区より幅広く住民に身近な事務を実施します。
- 特別区設置の際、大阪市が実施してきた特色ある住民サービス(敬老パス、塾代助成、こども医療費助成など)は維持します。



- 特別区と大阪府で右ページの表のとおり役割分担を明確にしています。
- 児童相談所は全ての特別区に設置します。
- 事務の承継にあたっては、現在の住民サービスを低下させないよう、特別区と大阪府へ適正に事務を引き継ぎます。
- 特色ある住民サービスについては、特別区設置の日以後も、地域の状況や住民ニーズも踏まえながら、内容や水準を維持するように努めます。

特別区と大阪府の主な事務の内容

住 民 に 身 近 な 事 務	
特 別 区	淀川区 住民生活 戸籍 住民基本台帳 印鑑登録 パスポート交付 地域振興 地域のスポーツ施設
	北区 福祉・健康 保育 子育て支援 児童相談所 生活保護 高齢者福祉 障がい者福祉 保健所・保健センター
	中央区 まちづくり 地域のまちづくり (景観地区、地区計画(大規模な再開発等促進区などを除く)など) 区道 地域の公園 区営住宅
	天王寺区 産 業 地域の企業支援(商店街など)
	防 災 防災 教 育 幼稚園 小学校 中学校
	環 境 環境監視 ごみ収集

大阪全体の成長、都市の発展、安全・安心に関わる事務	
大 阪 府	既存の事務 救急医療対策 市町村への支援・連絡調整 職業能力開発 警察 など
	府に一元化 都市経営 成長戦略 グランドデザイン・大阪 都市魅力 観光 博物館 美術館 まちづくり 広域的なまちづくり(都市再生特別地区、用途地域など) 広域的な交通基盤整備(鉄道、高速道路、国道・府道、空港など) 大規模な公園(大阪城公園、天王寺公園、鶴見緑地など) 港湾 下水道 産 業 成長分野の企業支援 卸売市場 健 康 病院 精神保健福祉センター 教 育 高等学校 大学
	市から移管 消防 水道

⑤ 税源の配分、財政の調整

- 現在の住民サービスを適切に提供できるよう、特別区と大阪府の事務分担に応じた財源を配分します。
- 各特別区には、各区の収支不均衡^{きんこうぜせい}を是正できるよう、財源を配分します。
- 特別区の設置から10年間は、特別区の財源配分をより充実します。

✓ 税源の配分とは、税金の種類ごとに特別区の税金なのか、大阪府の税金なのかを決めることです。

✓ 財政の調整とは、事務に必要な財源を特別区と大阪府に分けるとともに、各特別区に配るときには特別区ごとで収入に大きな差が出ないように調整することです。

税源の配分

【特別区税】 個人市民税、市たばこ税、軽自動車税 など

【大阪府税】 法人市民税、固定資産税、都市計画税、事業所税 など

財政調整の基本的な考え方

① 特別区と大阪府の事務分担に応じた財源の配分

- 特別区と大阪府の事務分担に応じた財源配分を基本としますが、住民サービスをより安定的に提供できるよう、次のとおり措置します。
 - ・ 特別区の設置から10年間は、特別区に対して追加的な財源(各年度20億円)を配分します。
 - ・ 特別区の設置の日までに大阪市立の高校の移管が行われた場合、その影響額^{かんあん}を勘案した財源(各年度17億円)を特別区に対して配分します。

② 特別区間における税源偏在^{へんざい}による収支の不均衡^{きんこうぜせい}の是正 大阪の実情を踏まえた仕組みづくり

- 特別区間の税源や行政需要(生活保護費など)の偏在^{へんざい}による収支不均衡^{きんこうぜせい}を是正できるよう、各特別区に財源を配分します。

③ 透明性の高い財政調整制度の運用

- 財源の配分は、大阪府に特別会計(専用の会計)を設け、透明性を確保します。
- 大阪府に配分される財源は、現在大阪市が担っている広域的な役割の事務に使われていることを公表します。

事務分担に応じた財源配分

〈事務分担〉

〈財源配分〉

特別区

住民に
身近な事務

〔子育て支援
や福祉など〕

2,503事務

所要財源
約6,500億円

大阪府

広域的な事務

〔成長戦略
や港湾など〕

428事務

所要財源
約2,000億円

●自主財源
約2,500億円

●目的税交付金
約400億円

●財政調整交付金※
約3,600億円

※ 特別区ごとに収入に
大きな差が出ない
ように配分

●財政調整財源
(大阪府分)
約1,000億円

●目的税
(大阪府分)
約400億円

●大阪府に
移転する財源
約600億円

大阪市の財源の流れ (特別区設置後)

各特別区が徴収、収入

個人市民税、市たばこ税、軽自動車税、
地方譲与税 など

約2,500億円

大阪府が徴収、収入

(大阪府の特別会計で管理)

財政調整財源

法人市民税、
固定資産税、
地方交付税相当額
(市町村算定分)※
など

目的税

都市計画税、
事業所税

計 約5,400億円

特別区へ配分

大阪府へ配分

※ 地方交付税相当額(市町村算定分)
は、大阪府の一般会計を通じて、
特別会計で管理します。

地方財政制度により大阪府に移転

地方譲与税、宝くじ収益金 など

約600億円

※ 金額は2016(平成28)年度一般会計決算ベース(一般財源)